

第9号 平成 27 年 10 月 10 日 東ト協 適正化事業部

過労運転防止の管理

今回は過労運転の防止についてです。巡回指導時の指摘項目としては、「拘束時間 16 時間超過」が過労関係指摘の 6 割以上を占め最も多く、次いで「休息期間不足」「拘束時間 15 時間超え週 2 日超」などの指摘が見られます。

トラック運行では、過労状態による一瞬の気の緩みが大事故を引き起こすことから、事業者だけではなく荷主事業者の理解・協力を得て効率的な運行に努めるなど、改善基準の遵守に向けた積極的な取り組みをお願いします。

1. 自動車運転者の労働時間等改善のための基準概要

自動車運転者の過労運転等に起因する事故防止対策の一環として、平成元年2月「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(労働省告示第7号)」が発令され、平成13年8月20日国土交通大臣告示第1365号として定められています。

項目		改善基準の内容	
拘束時間		1カ月 293 時間	
		(労使協定があるときは、1年のうち6カ月までは、1年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲内において 320 時間まで延長可)	
		1日 原則 13 時間 最大 16 時間(15 時間超えは1週2回以内)	
休息期間		継続8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること	
拘束時間・休憩期間の特例	休息期間の特例	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間1回4時間以上の分割休息で合計 10 時間以上でも可(一定期間における全勤務回数の 1/2 が限度)	
	2人乗務の特例	1日 20時間 2人乗務(ベッド付)の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる	
	隔日勤務の特例	2暦日 21 時間 2週間で3回までは24時間が可能(夜間4時間の仮眠が必要)。ただし、2週間で総 拘束時間は126時間まで。勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要	
	フェリーに乗務する 場合の特例	全乗船時間を休息期間とする(平成27年8月12日改善基準告示の改正により、同年9月1日よりトラック運転者に限り適用)。ただし、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない	
運転時間		2日平均で1日あたり9時間(裏面下段参照) 2週平均で1週間あたり44時間	
連続運転時間		4時間以内(運転中断には、1回連続 10 分以上、かつ、合計 30 分以上の運転離脱が必要)	

時間外労働	時間外労働 1日、2週間、1カ月以上3カ月、1年の上限を労使協定で結ぶ	
休日労働	2週間に1回以内、かつ、1カ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	
労働は関の取り扱い	労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む)を差し引いたもの。	
労働時間の取り扱い	事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内	
仕口の取り扱い	休日は休息期間に24時間を加算した時間。	
休日の取り扱い	いかなる場合であっても、30 時間を下回ってはならない	
適用除外	緊急輸送・危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めに	
迎 用 体 71	より適用除外	

過労運転を防止するには、貨物自動車運送事業者が告示に基づき、勤務時間(拘束時間) 及び乗務時間(運転時間)を定め、運転者任せにせず、運行管理者が労働時間等の管理を 実施することが重要です。

2. 過労運転の防止措置

- (1) **必要な員数の運転者の確保**(法第17条1項・安全規則第3条第1項、2項) ⇒常時選任運転者の不足が過労運転を引き起こす原因にならないようにする。
- (2) **休憩・睡眠施設** (法第17条1項・安全規則第3条第3項)
 - ⇒休憩・睡眠施設が設けられていても、①実際に必要とする場所に設けられていない② 寝具等必要な設備が整えられていない③施設・寝具等が不潔な状態にある――などの 場合は整備違反になる。保守とは、事業者が休憩・睡眠施設を良好に修復すること。 管理とは、常に良好であるように計画的に運行管理者に管理させることをいう。
- (3) 酒気帯びの有無・健康状態の把握(安全規則第3条第5項、6項)
 - ⇒健康状態の把握とは、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施をいい、また、疾病・疲労、飲酒、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により安全な運転をし、またはその補助をすることができないおそれがある乗務員を車両に乗務させないようする。
- (4) 交替運転者の配置(安全規則第3条第7項)
 - ⇒①拘束時間が16時間②運転時間が平均して1日9時間——を超えるなどする場合は、 交替運転者を添乗させるか交替箇所に待機させなければならない。

【運転時間の限度】

1日の運転時間は、2日の平均で9時間が限度です。この2日とは1日目の始業時間から48時間を指します。特定の日の最大運転時間は、特定日の運転時間とその前日、翌日の運転時間の平均がともに9時間を超える場合改善基準告示に違反することになります。

10/9	10/10 (特定日)	10/11	
9 時間	9 時間	10時間	
10時間	9 時間	10時間	
10時間	8 時間	10時間	



10/10 の前日、翌日との平均 時間がともに 9 時間を超え るためNG